

千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業要領

(趣旨)

第1条 社会情勢の変化に伴う化石燃料等の価格の上昇を受け、電気料金が高騰し、市内きのこ生産者の経営が圧迫されていることから、電気料金に係る増加分の一部を補てんし、市内きのこ生産者の経営における負担軽減を図るため、千曲市食料・農業・農村振興対策事業補助金交付要綱（平成22年千曲市告示第10号）第3条別表中22号の特認事項として、予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象品目)

第2条 この事業の対象となる品目は、千曲市内で製造出荷されている菌床きのことする。

(補てん対象の生産者)

第3条 この事業に定めるきのこ生産者については、次に掲げるものとする。

- 1 農業者
- 2 農業協同組合
- 3 農業者の組織する団体・法人
- 4 民間事業者（「中小企業基本法」第2条第1項に定める中小企業とする。）

(補てん対象及び期間)

第4条 補てん対象は、令和5年1月1日～12月31日までの出荷分とする。ただし、法人については、同期間内に決算期を迎える事業年度の期間とする（以下、補てん対象期間）。

(支援単価)

第5条 支援単価は、補てん対象期間の対象品目の生産及び出荷に要した電気料金を、同期間内の同品目の出荷量（kg）で除した値から、令和2年及び令和3年1月1日～12月31日（法人については、補てん対象期間の2及び3事業年度前）の間の対象品目の生産及び出荷に要した電気料金を、同期間内の同品目の出荷量（kg）で除した値の平均値を引き、支援割合で除した値とする。

(支援割合)

第6条 支援割合は2とする。ただし、左記の支援割合で算出した補てん額の総額が予算を上回る場合には、予算の範囲内となるよう調整する。

(補てん額の算出)

第7条 補てん額は、補てん対象期間中の出荷数量に、前条の支援単価を乗じて算出する。ただし、生産者ごと千円未満の端数は切り捨てとする。

(事業の実施)

第8条 この事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は千曲市きのこ生産電

気料金高騰対策事業支援金交付申請書（様式第 1 号以下、交付申請書）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）出荷（または販売）実績を確認できる書類
- （2）千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業支援金交付請求書（様式第 2 号）
- （3）前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第 9 条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、相当と認めるときは千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により通知し、補てん金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第 10 条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補てん金の交付決定を受けたときは、補てん金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補てん金を返還させることができる。

千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業交付申請書

（宛先）千曲市長

申請者

住 所
氏 名
電話番号

千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業補てん金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 補てん対象期間内の出荷 1 kgに要した電気料金

補てん対象期間内の生産から出荷までに要した電気料金（1）	補てん対象期間内の出荷量（2）	補てん対象期間内の出荷 1 kgに要した電気料金 (1) / (2) = (3)
円	kg	円/kg

2 令和2年1月～12月（または3事業年度前）の間の出荷 1 kgに要した電気料金

上記期間の生産から出荷までに要した電気料金（4）	上記期間の出荷量（5）	上記期間内の出荷 1 kgに要した電気料金 (4) / (5) = (6)
円	kg	円/kg

3 令和3年1月～12月（または2事業年度前）の間の出荷 1 kgに要した電気料金

上記期間の生産から出荷までに要した電気料金（7）	上記期間の出荷量（8）	上記期間内の出荷 1 kgに要した電気料金 (7) / (8) = (9)
円	kg	円/kg

4 補てん額

$(3) - ((6) + (9)) = (10)$	$(10) \times (2) \times 1 / 2 = (11)$	補てん額端数調整 (11) の 1,000 円未満切り捨て
円/kg	kg/円	000 円

【添付書類】

- 出荷（または販売）実績を確認できる書類
- 千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業支援金交付請求書（様式第2号）

●市税の納税状況を確認することに同意します。

様式第2号（第4条関係）

千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業交付請求書

（宛先）千曲市長

住 所

氏 名

印

下記金額を請求します。

百万 十万 万 千 百 十 一

請求金額					0	0	0	円
------	--	--	--	--	---	---	---	---

【内訳】千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業

振込口座記入欄

金融機関名					店舗名	支店			
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
(カタカナ)									
口座名義									

※振込口座へ振り込めない場合は、申請者へ電話による問合せ等を行う場合があります。

様式第3号（第5条関係）

千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業交付決定通知書

千曲市指令農第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

千曲市長



年 月 日付で申請のあった 令和5年度千曲市きのこ生産電気料金高騰対策事業について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補てん金の額	円
交付の交付条件	(1) 調査の結果、申請内容が虚偽、不正と認めるときは、給付金の返還を求めることがあります。